

指定管理者募集に係る質問・回答
(高齡者総合福祉施設「めぐみ荘」)

Q 1 平成30年度に津山市で修繕を予定している箇所はありますか。

【回答】 平成30年度においては、受水槽の塗装修繕及び、受水槽までの配水管改修を予定しています。

Q 2 平成31年度から平成35年度の期間に修繕が発生すると思われる箇所はありますか。修繕箇所がある場合、軽微な修繕(50万円程度)なら全て指定管理者の負担となりますか。

【回答】 修繕が必要な箇所は限定していませんが、適切な運営を行うための修繕(軽微な修繕)に係る費用については、指定管理料(上限額)の算定に含まれています。軽微な修繕については、原則として全て指定管理料で賄ってください。

Q 3 施設の大規模改修を予定されている事項がありますか。

【回答】 現在、大規模改修の予定はありません。

Q 4 募集要項添付資料・別紙2の管理備品一覧について、現在不具合がみられるものもあると思いますが、指定管理者が全て買い替えを行うのですか。市と指定管理者との責任分担表にあるように購入については協議事項となるのですか。

【回答】 施設等の管理上の瑕疵に係るものは指定管理者の責任となります。それ以外は、事案の原因ごとに判断し、協議して定めることとします。

Q 5 温泉施設の利用料金についてですが、他の温泉施設と比べ安価であると思われます。指定管理期間中の変更等の予定はありますか。また、市内、市外の温泉利用料金を同一料金とすることは可能ですか。

【回答】 利用料金については、施設の設置目的等に従い、条例で定められています。指定管理料(上限額)の算定において、現行の利用料金を基本としており、利用料金の変更は予定していません。また、条例で定める利用料金の変更をする場合、その範囲内で設定できます。ただし、市長の承認が必要となりますので、業務開始までに申請手続きを行ってください。